

令和2年9月5日

(令和3年5月15日改訂)

(令和3年9月11日改訂)

東京都高等学校体育連盟 アメリカンフットボール専門部

# 新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン

## 1.はじめに

本ガイドラインは、東京都高等学校体育連盟が作成した新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドラインの指針に則り、日本アメリカンフットボール協会が定めた「JFA アメリカンフットボール活動の再開に向けたガイドライン(0612)」に従って感染拡大防止を徹底し、安全な大会運営を行うためアメリカンフットボール専門部として定めるものである。

本ガイドラインは、日本スポーツ協会が作成した「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」や東京都教育委員会が策定した「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン(都立学校)～学校の『新しい日常』の定着に向けて～」に基づき、作成した。また、令和3年6月2日のスポーツ庁発「中学生・高校生等を対象とした全国大会・コンクール等における感染拡大防止ガイドライン」を参考に一部改訂した。さらに、現在感染力が従来株の約2倍あり、これまで知られた中で最も強いウイルスとも言われるデルタ株への置き換わりが急速に進み、かつてないスピードで感染が拡大しており、生徒等への感染も急増している状況があるため、感染防止対策を強化する方向で、一部改訂することとした。

なお、本ガイドラインは現段階で得られている知見等に基づき作成しており、今後の社会情勢の変化により、見直しや変更を行うことがある。

## 2.都高体連主催事業再開に当たっての基本的考え方

東京都のイベント開催や教育活動の方針(「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン」等)に基づいて、部活動が学校教育の一環であることを踏まえ、以下の条件等が整い感染防止策を徹底することを開催の条件とする。

- ① 学校教育活動が継続され、大会参加に向けた部活動の練習が実施されている。
- ② 感染防止対策を徹底したうえで、競技特性に応じて実施する。
- ③ 東京都高等学校体育連盟ガイドラインとアメリカンフットボール専門部ガイドラインに基づいて、さらに感染防止対策を徹底する。
- ④ 参加校は、学校長の責任の下、参加生徒の健康観察及び保護者の内諾を得ることとする。
- ⑤ 大会は当面の間、原則として無観客の開催とする。

## 3.大会開催時の感染防止策について

### 1) 全般的な事項

- ① 感染拡大を未然に防ぐため、参加する学校の出場生徒や引率教員の健康管理、日常の感染防止対策を強化し、大会に参加させるための安全対策を徹底する。
- ② 大会等における新型コロナウイルス感染防止策について、運営側は本ガイドライン及び各中央競技団体に

よるガイドライン等による対策事項を適切に遂行管理する責任者を配置する(大会等が複数の会場で実施される場合には、会場ごと) また、参加校は参加者に対策を遵守させる責任者を配置する。

- ③ 感染防止のため主催者が実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項をあらかじめ整理し、チェックリスト化したものを適切な場所(大会の受付場所等)に掲示する。
- ④ 各事項が遵守徹底されているか会場内を定期的に巡回・確認する。
- ⑤ 大会に参加する全ての者(選手・顧問・役員等会場内に入る者:以下参加者と表記)はマスクを着用するが、熱中症のリスクを考慮し状況に応じてはマスクをはずす。
- ⑥ 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、大会当日の全参加者を把握するとともに、記録し、保存期間(一ヶ月以上)を定めて保存しておく。
- ⑦ 大会後の参加者の新型コロナウイルス感染に備え、当日の参加者へ直ちに連絡できる体制を整えておく。

## 2) 大会参加校が遵守する事項

- ① 参加校は、当該学校等の参加者における感染防止対策の責任者を配置する。
- ② 大会参加に当たっては、生徒・保護者から同意書を得る。
- ③ 大会参加者(生徒、顧問、コーチ、審判等、試合会場に入場するすべての人)は、2週間前から行動記録表を記入し、万が一必要となった場合、情報提供に協力する。
- ④ 引率責任者は、当日の参加生徒の氏名・連絡先・体調を記録し、「参加確認書」を試合当日、大会本部に提出する。また、大会後の感染発生時に備えて一ヶ月保管する。
- ⑤ 参加生徒以外で試合会場に入場するすべての人は、会場入場者チェックシートを受付で提出する。
- ⑥ 参加者が以下の事項に該当する場合は、速やかに医療機関等への相談・受診を行いかつ検査を受けた上で当該生徒の大会参加の可否を判断する。

### ア 体調がよくない場合

(例:平熱を超える発熱・咳・咽頭痛・強いだるさ・息苦しさ・味覚嗅覚の異常などの症状がある場合)

### イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

### ウ 濃厚接触者である場合

### エ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

- ⑦ マスクは参加者が持参し、使用後は全てのゴミとともにビニール袋に入れて持ち帰る。  
可能な限り競技中以外は、不織布マスクを着用し、感染防止の徹底に努める。
- ⑧ 消毒用アルコールは参加校が用意し、こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒や使用用具の消毒を実施すること 手拭き用のタオル等は各自持参させる。
- ⑨ 試合中以外は、他の参加者や役員等との距離(できるだけ2m以上)を確保する。
- ⑩ 大会中に大きな声で会話、集団発声、応援等をしない。
- ⑪ 試合前後、ハーフタイムのミーティング等においても、三つの密を避ける。
- ⑫ 感染防止のために主催者が決めた措置を遵守し、主催者の指示に従う。
- ⑬ 参加者が大会終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに報告する。

- ⑭ 当面の間、無観客で開催するため当日の観戦・付き添いに制限があることを保護者・チーム関係者等に周知・徹底する。
- ⑮ 会場への移動等は参加校が責任をもって集団感染のリスク(3密の条件)を避ける。
- ⑯ 原則、会場での食事は禁止とする。やむを得ない事情で食事をとる場合は、会場責任者が指定する場所で行い、周囲の人と距離を取って対面を避け、引率責任者の立ち合いの下黙食を徹底し、ゴミはすべて持ち帰る。

### 3) 大会会場で準備すべき事項

#### ① 会場出入り口や受付場所等

- ア アルコール等の手指消毒剤を用意する。
- イ 受付時の会話は最小限とし、必ずマスクを着用する。

#### ② 手洗い場所

- ア 手洗い場には石鹸(ポンプ型が望ましい)を用意する。
- イ 「手洗いは30秒以上」等の掲示をする。
- ウ 参加者には、手洗い後に手を拭くためのマイタオルを用意させる。

#### ③ 更衣スペース

- ア 更衣室、控え室、休憩スペース等(以下「更衣室等」という。)は感染リスクが比較的高いことに留意する。
- イ 原則、屋外で更衣を行うこととし、他のチームと同時に行わないこととする。
- ウ ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に更衣する参加者の数を制限する等の措置を講じる。
- エ 更衣スペースでは、会話を控えや食事は禁止とし、原則としてマスクを着用する。
- オ 使用したテント、ベンチ等は、各チームが使用後消毒を行う。

#### ④ 洗面所

- ア トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所(ドアノブ、水洗トイレのレバー等)については、こまめに消毒する。
- イ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ウ 手洗い場には石鹸(ポンプ型が望ましい)を用意する。
- エ 「手洗いは30秒以上」等の掲示をする。
- オ 参加者には、手洗い後に手を拭くためのマイタオルを用意させる。
- カ 利用者が密な状態になるおそれがある場合は、入場制限を行う。
- キ 換気扇を常に稼働させ、換気用の窓等の開放スペースを確保する等、換気に配慮する。

#### ⑤ 飲食

- ア 飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛ける。
- イ 役員・選手とも、飲食場所は広さにはゆとりを持たせ、他の者と密になることを避ける。
- ウ 大会中の飲食は必要最低限にとどめ、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにする。
- エ 飲料はペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップを使用し、共有しない。
- オ 選手の飲食は、参加校の責任において飲食させるとともに、ゴミはすべて持ち帰らせる。

## ⑥ 会場

ア 怪我人の処置室とは別に体調不良者用の待機場所を設置する。

## ⑦ ゴミの廃棄

ア ゴミは持ち帰りを原則とする。鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する時は、マスクや手袋を着用する。

イ マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒する

## 4) 大会運営(競技合)上の留意点

### ① 十分な距離の確保

ア 感染予防の観点から、更衣や準備運動等においては、周囲の人となるべく距離を空ける。

イ 強度が高い準備運動等の場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける。

### ② 運動中に、唾や痰をはくことは極力行わず、大声、ハイタッチや握手等を控える。

### ③ タオルや飲み物は共用はしない。

### ④ 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめに する。※会場校の指示に必ず従うこととする。

### ⑤ 飲水は必ずベンチで、各自が専用のボトルで行う。フィールド内にボトルは持ち込まない。

### ⑥ 競技中、ヘルメットのフェイスガードにマウスシールドを着用する。使用した用具は、適宜消毒する。

### ⑦ ショルダーパッドは着用前後に必ず消毒する。

### ⑧ 生徒の補助役員については、感染防止の観点から可能な限り縮小し、生徒本人、保護者の同意書を得るとともに、所属校の校長から承諾を得る。

## 5) 参加者の中に感染が判明した場合の対応

### ① 大会前

ア 感染者、濃厚接触者と特定され、大会当日に登校を許可されていない者の参加は認めない。

### ② 大会中

ア 参加者は、必ず当日の朝、自宅で検温を行い、平熱であることを確認し会場に入る。

イ 特に生徒については、引率責任者が責任をもって体調を確認する。

ウ 大会中に発熱等の症状を訴える者を確認した場合は、保護者に連絡し帰宅させる。

### ③ 大会後

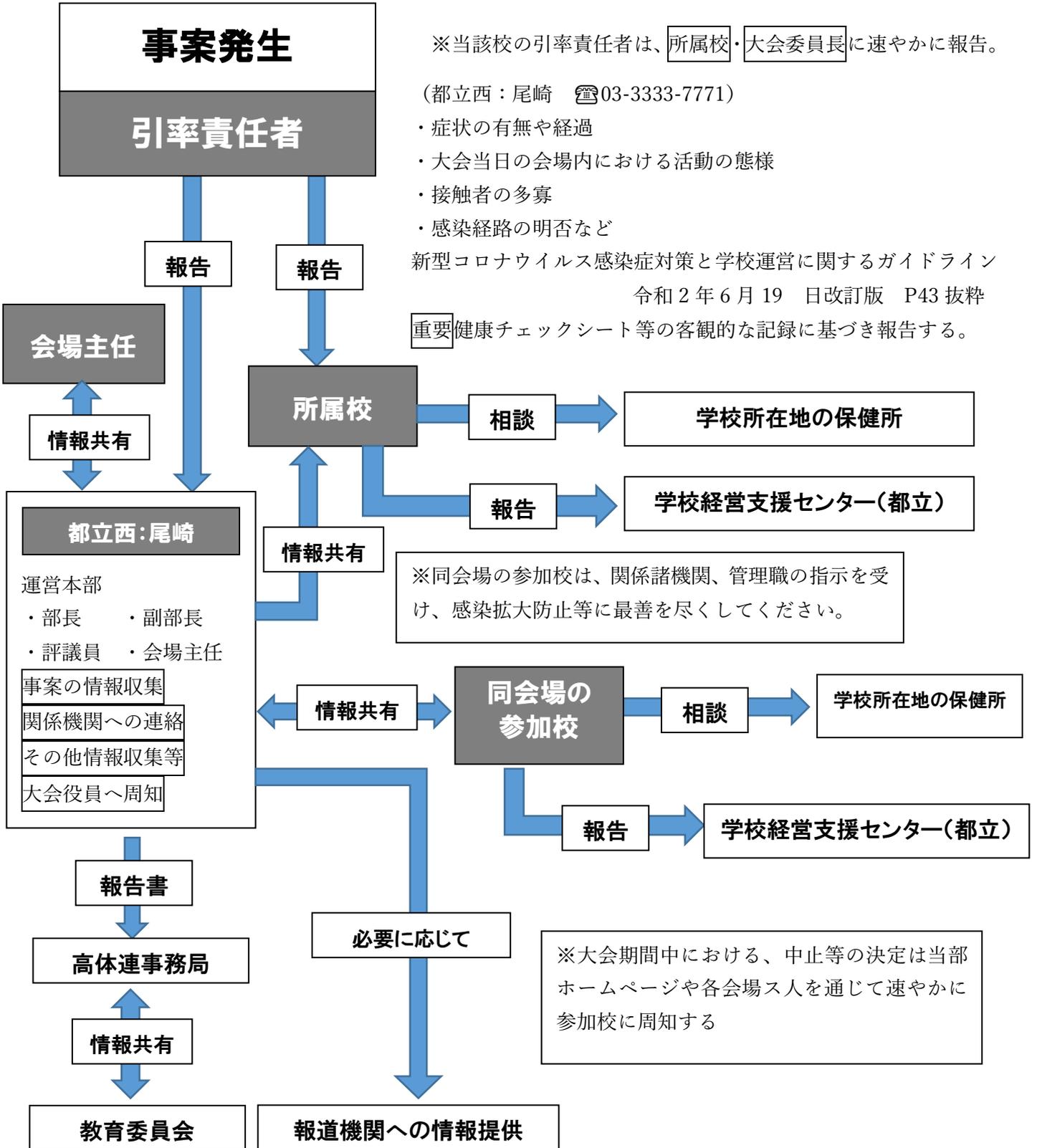
ア 感染者の所属する学校や行政機関の指示に従う。

イ 当該校顧問は速やかに主催者(専門部)に報告する。

ウ 当該の専門部は、感染者が参加した大会当日に会場内にいたすべての学校と役員等に連絡する。

エ 危機管理マニュアルに従って速やかに事故報告書を作成し、高体連事務局に報告する。

新型コロナウイルス感染症事案発生時における連絡体制



## 大会期間中に感染者が出た場合の対応 Q&A

### 対応の原則

#### (1)顧問・部員関係

感染により学校の全部の臨時休業または部活自粛の状態であれば出場を辞退する。学校の一部が臨時休業の場合は保健所、学校医等との相談の上、学校長が判断する。

学校が再開し部活が再開している場合は学校医と相談の上、学校長が判断する。出席停止の部員がいた場合、当該部員は出場できない。また、それにより選手が 11 人に満たない場合は出場を辞退する。

対戦後、対戦相手(敗者等)に感染が確認された場合、その後の大会参加については学校医と相談の上、学校長が決定する。

#### (2)大会関係者(大会役員・審判員・ゲームドクター)

感染者となった場合、許可が出るまで大会運営に携わることができない。

濃厚接触者と特定された場合は、感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して 2 週間は運営に携わることができない。2週間後発熱などの風症状が出なかった場合は復帰可能。

Q1 試合前日までに学校内で感染者(部員、顧問以外も含む)が確認された場合。

A1 当該生徒は出席停止、校長は保健所により特定接触者が特定されるまでの間、学校の全部又は一部の意臨時休業を決定することから、学校の全部の臨時休業中の試合については出場できない。また、部活動自粛の状態でも出場できない。但し、学校の一部の臨時休業の場合は、保健所、学校医等と相談の上、学校長が判断する。部員・顧問が感染の場合、当該部員は出席停止が解除されるまで、当該顧問は学校への勤務が認められるまで出場できない。なお学校(部活動)再開後、出席停止後、当該顧問の学校への勤務が認められた後に大会出場となる場合の出場の可否は、学校医と相談の上、学校長が決定する。

Q2 試合前日までに学校内で濃厚接触者(部員、顧問以外も含む)が確認された場合。

A2 部員・顧問が濃厚接触者の場合、当該部員は出席停止が解除されるまで、当該顧問は学校への勤務が認められるまで出場できない。なお、解除後に大会出場となる場合の出場の可否は学校医と相談の上、学校長が決定する。但し出席停止により選手が 11 人に満たない場合は出場を辞退する。

Q3 試合後、対戦校(敗者等)の学校内で感染者が確認された時の次の試合は？

A3 保健所、学校医と相談の上、学校長が決定する。

Q4 試合後、対戦校(敗者等)の部内で感染者が確認された時の次の試合は？

A4 保健所の指示に従い濃厚接触者と判断された選手は出席停止となり、出席停止が解除されるまで出場できない。濃厚接触者ではないと判断された選手及びチームの出場は差し控えない。但し出席停止により選手が 11 人に満たない場合は出場を辞退する。

Q5 試合後、対戦校(敗者等)の学校内・部内で濃厚接触者が確認された時の次の試合は？

A5 学校医と相談の上、学校長が判断する。

**Q6 部内での感染者または濃厚接触者の検査待ちの時は？**

**A6 A1と同様、検査待ちの当該生徒は出場できない。また、それ以外の生徒は、学校医と相談の上、学校長が判断する。**

**Q7 試合後、対戦校(敗者等)の学校内・部内で感染者及び濃厚接触者の検査待ちの時の次の試合は？**

**A7 感染者及び濃厚接触者でない限り、出場には支障はない。学校医と相談の上、学校長が判断する。**

**Q8 感染者発生等の連絡、伝達手段は？**

**A8 生徒に対してPCR検査を受診した場合は、その受診の報告及び結果報告を必ず学校にするように指導し、感染者と確認された場合、当該校は主催者に報告をする。**